

## 船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、介護施設等において新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、簡易陰圧装置等の設置に係る費用の一部について、予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年規則第50号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(補助対象施設)

第2条 この補助金の対象となる施設（以下「補助対象施設」という。）は、別表第1欄に定める施設とする。

(補助対象事業)

第3条 この補助対象事業は、補助対象施設において、感染拡大のリスクを低減するためには、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧室の設置が有効であることから、簡易陰圧装置等の設置を行う事業のうち、市長が認めたものを対象とする。

(補助金の算定方法)

第4条 補助金の額は、施設ごとに第2欄に定める補助基準額に第3欄に定める補助単位の数を乗じて得た補助基準額と、第4欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとするときは、船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

(交付可否決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により通知する。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助対象事業の内容を変更（軽微な変更を除く。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(2) 補助対象事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、市長の承認を受けなければならない。

(3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業遂行が困難になった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(7) 補助対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書（第7号様式）により速やかに、遅くとも補助対象事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに市長に報告しなければならない。

なお、補助対象事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税

及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市に納付しなければならない。

(8) 補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助対象事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(9) 補助対象事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

(10) 補助対象事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(11) 補助対象事業者が(1)から(10)までにより付した条件に違反した場合には、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、市に納付させることがある。

(変更等の承認等)

第8条 第6条の規定による交付決定の通知を受けた者は、前条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとする場合は、船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助事業計画変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合は、その内容を審査し承認の可否を決定し、その旨を船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助事業計画変更（中止・廃止）可否決定通知書（第4号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(実績報告)

第9条 この補助金の実績報告は、事業が完了した日から起算して1ヵ月を経過した日（第7条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヵ月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金実績報告書（第5号様式）により、市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第10条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者に通知する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年2月2日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

2 この補助金の額は、千葉県介護施設等整備事業補助金交付金交付要綱・実施要綱に基づき千葉県から交付される額の範囲内とする。

## 別表

1 補助対象施設	2 補助基準額	3 補助単位	4 補助対象経費
特別養護老人ホーム・地域密着型特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅・短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所	4, 710千円	市長が認めた台数	<p>簡易陰圧装置を設置するために必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等を行い、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>

第1号様式

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

申請者 名称

代表者氏名

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 経費所要額調書（別紙2）
- (3) 収入支出予算書抄本（別紙3）
- (4) 平面図（設置場所がわかるもの）
- (5) その他市長が必要があると認める書類

## 事業計画書

1 総事業費

事業費 円

2 財源内訳

市補助金 円

設置者負担金 円

（内訳）一般財源 円

借入金 円

その他 円

合計 円

3 施工期間

契約（予定）年月日

着工（予定）年月日

完成（予定）年月日

4 設置場所 \_\_\_\_\_

5 設置機種 \_\_\_\_\_

第1号様式（別紙2）

経費所要額調書

事業所名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B (≦A)	補助基準額 C	補助金所要額 D
	円	円	円	円

※B：1,000円未満切り捨て  
※D：BまたはCのいずれか低い額

収入支出予算書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	船橋市補助金	円	船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金
小計		円	
	自己資金	円	
合計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
〇〇支出	〇〇支出	円	
合計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

第2号様式

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金交付可否決定通知書

第 年 月 号  
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで申請のありました船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 交付する。

(1) 交付決定額 円

(2) 交付の条件

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金交付要綱第7条による。

2 交付しない。

理由



第3号様式

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助事業

計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地  
名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助事業を

計画変更

中 止 したいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

廃 止

記

- 1 計画変更、中止又は廃止年月日 年 月 日
- 2 計画変更、中止又は廃止の理由
- 3 補助事業の内容（計画変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助事業  
計画変更（中止・廃止）可否決定通知書

第 号  
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付で申請のあった船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助事業の

計画変更

中止 について、下記のとおり決定したので通知します。

廃止

記

- 1 承認する。
- 2 承認しない。

理由

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金に係る事業実績について、下記の書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実績の報告書（別紙1）
- 2 経費所要額精算書（別紙2）
- 3 収入支出決算見込書抄本（別紙3）
- 4 契約書等の写し（原本証明）
- 5 補助対象事業の写真
- 6 平面図（交付申請書に添付した書類と変更がない場合は省略できる）
- 7 その他市長が必要があると認める書類

## 事業実績報告書

1 総事業費

総事業費 円

2 財源内訳

市補助金 円

設置者負担金 円

（内訳）一般財源 円

借入金 円

その他 円

合計 円

3 施工期間

契約年月日

着工年月日

完成年月日

4 設置場所

\_\_\_\_\_

5 設置機種

\_\_\_\_\_

第5号様式（別紙2）

経費所要額精算書

事業所名	総事業費 A	対象経費の実支出額 B (≦A)	補助基準額 C	補助金所要額 D
	円	円	円	円

※B：1,000円未満切り捨て  
※D：BまたはCのいずれか低い額

収入支出決算見込書抄本

（収入）

大区分	中区分	金額	説明
補助金収入	船橋市補助金	円	船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金
小計		円	
	自己資金	円	
合計		円	

（支出）

大区分	中区分	金額	説明
〇〇支出	〇〇支出	円	
合計		円	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

事業者名

代表者名

第6号様式

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金確定通知書

第 号

年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった補助事業について、補助金の額を確定したので、  
下記のとおり通知します。

記

- |         |   |
|---------|---|
| 1 交付確定額 | 円 |
| 2 交付決定額 | 円 |

第7号様式

船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

船橋市長 あて

所在地

名 称

代表者氏名

年 月 日付 第 号により交付決定があった船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金について、下記のとおり報告します。

記

1 補助金交付確定額

金 円

2 確定申告により確定した船橋市介護施設等の簡易陰圧装置等整備事業費補助金に係る消費税仕入控除税額

(※消費税の申告義務がない場合も0円と記載すること)

金 円

※0円の場合はその理由について

消費税の申告義務がない

簡易課税方式による申告を行っている

消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える

その他（返還額算出シートによる計算の結果、返還額が0円だった場合など）

3 添付資料

・返還額算出シート

(申告義務がない、簡易課税方式、消費税法別表第3に掲げる法人等であって特定収入割合が5%を超える事業者は添付不要)

・別添添付書類チェック表及び該当書類のとおり